

貴重書指定基準の改正及び運用に関して

1. はじめに

附属図書館においては、かねてから貴重書指定基準の見直しが懸案となっていたが、昭和61年6月27日開催の商議会において「貴重書専門委員会」の設置が承認され、その検討に着手することになった。委員長には図書館長があたり、文学部、法学部、経済学部、教養部から、国史、漢籍、洋書等に造詣の深い教官7名に委員を委嘱した。

委員会の検討課題は次のとおりであった。

1. 貴重書等の基準に関すること
2. 貴重書等の判定組織及び方法に関すること
3. 貴重書等の取扱い及び利用方法に関すること
4. その他必要事項

昭和61年7月から63年1月まで計9回にわたって新基準及び基準の適用等について審議された。

なお、委員会の発足に先立って、61年5月には館内職員による「貴重書ワーキング・グループ」が設置され、①貴重書の基準、整理、取扱い等に関

関する現状分析、②貴重書に関する今後の方策立案に関する調査・検討を行ない、委員会とワーキング・グループとのフィードバックをはかりつつ審議を進めていった。

以下に、これまでの経緯を簡単に説明する。

2. 京都大学附属図書館貴重書指定基準について

附属図書館の貴重書指定基準としては、明治32年の京都帝国大学附属図書館開設後間もない頃に作成された『貴重書選定標準』が長年の間適用されてきたが、現在ではややそぐわない面も出てきており、時代の状況変化に応じた指定基準の作成が急がれてきた。昭和55年、「附属図書館運営改善に関する委員会・第一小委員会」により、『京都大学貴重図書選定標準（案）』が提案されたが実施されるにはいたらなかった。このたびの「貴重書専門委員会」では、この第一小委員会報告の選定標準案を参考にしつつ、あらたな観点にたって貴重書指定基準の作成に精力的に取り組んだ結果、以下の指定基準を制定するに至った。

京都大学附属図書館貴重書指定基準

（昭和63年3月25日 附属図書館長裁定）

附属図書館における貴重書の指定基準は、下記によるものとする。

1. 和 書

イ. 刊 本

- (1) 寛永以前に印刷されたもの
- (2) 正保以後に印刷されたもののうち、伝本が少なく資料的価値があると認められるもの
- (3) 正保以後に印刷されたもののうち、名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの

ロ. 写 本

- (1) 寛永以前に書写されたもの

- (2) 正保以後に書写されたもののうち、伝写本が少なくて資料的価値があると認められるもの
- (3) 名家手写本（書入れ本、自筆稿本、書簡等を含む。）のうち、特に資料的価値があると認められるもの
- (4) 記録もしくは文書類で、特に資料的価値があると認められるもの

2. 漢 籍（準漢籍及びアジア諸言語本を含む。）

イ. 刊 本

- (1) 明代以前に刊刻されたもの
- (2) 清代以後に刊刻されたもののうち、伝本が少なくて資料的価値があると認められるもの
- (3) 清代以後に刊刻されたもののうち、名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの
- (4) 李朝古版本、その他特に資料的価値があると認められるもの
- (5) その他のアジア諸言語の古版本及び古活字本、その他特に資料的価値があると認められるもの
- (6) 日本で刊刻された漢籍及び準漢籍は、和書の基準に従うものとする

ロ. 写 本

- (1) 明代以前に書写されたもの
- (2) 清代以後に書写されたもののうち、伝写本が少なくて資料的価値があると認められるもの
- (3) その他のアジア諸言語の古写本、その他特に資料的価値があると認められるもの
- (4) 名家手写本（書入れ本、自筆稿本、書簡等を含む。）のうち、特に資料的価値があると認められるもの
- (5) 記録もしくは文書類で、特に資料的価値があると認められるもの
- (6) 日本で書写された漢籍及び準漢籍は、和書の基準に従うものとする

3. 洋 書

- (1) 18世紀以前に印刷されたもの
- (2) 19世紀以後に印刷されたもののうち、特に資料的価値があると認められるもの
- (3) 写本のうち、特に資料的価値があると認められるもの
- (4) 名家手写本（書入れ本、自筆稿本、書簡等を含む。）のうち、特に資料的価値があると認められるもの

4. 第1ないし第3項に該当しない下記のものうち、特に芸術的又は資料的価値があると認められるもので、稀少なもの

- (1) 肉筆書画類
- (2) 各種拓本類
- (3) 古地図、古絵図類
- (4) 版画、摺物絵類
- (5) 版木
- (6) その他

5. 特殊文庫のうち、特に由緒正しく、一括して嚴重に保存し、研究を行う価値があると認められるもの

3. 新基準等の特徴

(1) 基準について

新基準の主たる改正点は、1.和書、2.漢籍、3.洋書、4.芸術的資料、5.特殊文庫類に大別し、和書、漢籍はさらに、イ.刊本、ロ.写本に細分したことである。また、時代基準を下げたこと、図書以外の特殊形態資料を一括したこと、などもあげられる。

(2) 用語集の制定について

新基準で用いられた語句が、解釈の多様化により、誤認される恐れがあるため、専用の用語集を制定した。今後、実際に貴重書の指定または指定解除の審査の過程で、解釈上の問題が生じた時はその都度、解釈の統一をはかり、用語集に追加してゆくこととする。

(3) 貴重書の指定または指定解除の手続きにつ

いて

新基準の施行により、貴重書の指定を受けるもの、逆に、貴重書指定解除の措置を受けるもの、など貴重書の見直し・検討の必要が生じてくるが、これらの件については、館員による日常業務とは別個に、学内外の教官・職員・個人・団体の別を問わず、当該資料の貴重書指定または指定解除の申請が行える制度を設置することにした。

貴重書の指定または指定解除の申請は、学術資料掛備え付けの用紙（下記様式）を用いて行う。申請が受理されると、「貴重書指定等審査委員会（仮称）」が招集され、審査が行われる。（フローチャート図を参照）

「貴重書指定等審査委員会（仮称）」における審査内容については、すべて記録され、学術資料掛で保存する。

貴重書指定申請書

氏 名			
所属・職名			
住 所	〒		
	Tel.		
貴重書指定を申請する図書			
書 名			
請求記号		受入番号	
冊/巻数			
刊 年（書写年、出版年等を含む）（西暦年） 年 （ 年）			
形 態（綴装本、卷子本、折本等、詳述すること）			
その他（紙背文書あり、著者自筆稿本等、必要な事項を記入すること）			
申請理由（詳述すること）			

貴重書指定解除申請書

氏 名			
所属・職名			
住 所	〒		
	Tel.		
貴重書指定解除を申請する図書			
書 名			
請求記号		受入番号	
冊/巻数			
刊 年（書写年、出版年等を含む）（西暦年） 年 （ 年）			
形 態（綴装本、卷子本、折本等、詳述すること）			
申請理由（詳述すること）			

（注） いずれも B 5 判大

貴重書指定・指定解除の審査手続

